田

1

移動を禁止する区域

指定区域

豚及びいのしし 家畜の種類

2

岐

告示する 等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、

規則第七条の規定により

平成三十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田

中蜂屋及び山崎町並びに加茂郡富加町大山、 蜂屋台一丁目、蜂屋台二丁目、蜂屋町伊瀬、 茂野町市橋、加茂野町今泉、加茂野町加茂野、加茂野町木野、 移出を禁止する区域 美濃加茂市あじさいケ丘一丁目、あじさいケ丘二丁目、あじさいケ丘三丁目、 加治田、 蜂屋町上蜂屋、蜂屋町下蜂屋、蜂屋町 高畑、滝田、羽生及び夕田 加茂野町鷹之巣、

丁貝 向陽台、寿町一丁目、寿町二丁目、小迫間、小柳町、西仙房、栄町一丁目、栄町二 ケ丘三丁目、桐谷台一丁目、桐谷台二丁目、桐谷台三丁目、倉知、倉知南、 梅ケ枝町、円保通一丁目、円保通二丁目、円保通三丁目、大杉、大坪、 北福野町二丁目、吉田町、貴船町、希望ケ丘町、桐ケ丘一丁目、桐ケ丘二丁目、桐 長池町、 鋳物師屋四丁目、鋳物師屋五丁目、鋳物師屋六丁目、鋳物師屋七丁目、 ケ丘三丁目、安桜山、吾妻町、 三塚北、十三塚町、 桜本町一丁目、桜本町二丁目、四季ノ台、志津野、清水町、下有知、下之保、十 関市相生町、赤渕、上利町、 桜ケ丘三丁目、桜木町、 稲口、稲河町、鋳物師屋、 神明町二丁目、 栄町三丁目、栄町四丁目、栄町五丁目、坂下町、桜ケ丘一丁目、桜ケ丘二丁 小瀬南、 春日町三丁目、片倉町、 観音山、北天神一丁目、北天神二丁目、北天神三丁目、北福野町一丁目、 小野、 神明町三丁目、 十三塚南、 尾太町、 桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台四丁目: 鋳物師屋一丁目、 白川町、新田、 安桜台、朝倉町、 池尻、池田町、居敷町、伊勢町、 金屋町、兼永町、上大野、神野、河合町、 小屋名、貸上町、 神明町四丁目、十軒町、寺内町、 新迫間、 鋳物師屋二丁目、鋳物師屋三丁目、 旭ケ丘一丁目、 鍛冶町、春日町一丁目、 新堀町、 旭ケ丘二丁目、 市平賀 、一本木 いろは町 川間町

通七丁目、平和通八丁目、 Щ 貝 町一丁目、豊岡町二丁目、 町三丁目、弥生町四丁目、 山ノ手一丁目、山ノ手二丁目、山ノ手三丁目、 丁目、明生町三丁目、明生町四丁目、明生町五丁目、元重町、森西町、 町一丁目、向山町二丁目、向山町三丁目、向山町四丁目、明生町一丁目、明生町1 孫六町、水ノ輪町、美園町、緑ケ丘一丁目、緑ケ丘二丁目、緑町一丁目、緑町二丁 本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、前町、 平和通二丁目、平和通三丁目、平和通四丁目、平和通五丁目、平和通六丁目、平和 七丁目、平賀町八丁目、古屋敷町、平成通一丁目、平成通二丁目、平和通一丁目、 賀町二丁目、平賀町三丁目、平賀町四丁目、平賀町五丁目、平賀町六丁目、平賀町 東山四丁目、肥田瀬、一ツ山町、日出町一丁目、日出町二丁目、平賀町一丁目、平 町四丁目、東町五丁目、東門前町、東山、東山一丁目、東山二丁目、東山三丁目、 目、東本郷通五丁目、東本郷通六丁目、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東 野町、東本郷、東本郷通一丁目、東本郷通二丁目、東本郷通三丁目、東本郷通四丁 西本郷通七丁目、西町、西門前町、のぞみケ丘、 鄉通二丁目、西本鄉通三丁目、西本鄉通四丁目、西本郷通五丁目、西本郷通六丁目; 長住町、西旭丘、西居敷、西欠ノ下、西貸上、西神野、西木戸町、西境松町、 町五丁目、東新町六丁目、東新町七丁目、塔ノ洞、常盤町、吐月町、富本町、 町、桃紅大地、東新町一丁目、東新町二丁目、東新町三丁目、東新町四丁目、 月見町、辻井戸町、寺田一丁目、寺田二丁目、天徳町一丁目、天徳町二丁目、出来 千年町二丁目、千年町三丁目、 住吉町、 豎切北、豎切南、大門町一丁目、大門町二丁目、大門町三丁目、段下、 若草通三丁目、 南町一丁目、宮河町一丁目、宮河町二丁目、宮地町、美和町、向西仙房、向山 南貸上、南春日町、南仙房、南天神一丁目、南天神二丁目、南天神三丁目、南 馬場出、東貸上、東桜町、東仙房、東田原、東出町、東野町、東日吉町、東福 西日吉町、西福野町一丁目、西福野町二丁目、西本郷、西本郷通一丁目、 長谷寺町、 さくらケ丘一丁目、さくらケ丘二丁目、さくらケ丘三丁目、 清蔵寺 花園町、巾、春里町一丁目、春里町二丁目、春里町三丁目、 若草通五丁目及び若宮町、 関口町一丁目、 北仙房、本郷町、本町一丁目、 豊岡町三丁目、豊岡町四丁目、豊川町、中福野町、 大平町一丁目、 吉野町、 関ロ町二丁目、 美濃市(大字を持たない区域に限る。) 弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生 大平町二丁目、 吉本町、若草通一丁目、 迫間、迫間台一丁目、迫間台二丁 関口町四丁目、 本町二丁目、本町三丁目、 大平町三丁目、 千年町一丁貝 、山町

(3)

岐

沼台一丁目、鵜沼台二丁目、 務おがせ町一丁目、各務東町二丁目、 山崎町二丁目、鵜沼山崎町三丁目、鵜沼山崎町四丁目、鵜沼山崎町五丁目、 寺町四丁目、鵜沼宝積寺町五丁目、鵜沼宝積寺町六丁目、鵜沼山崎町一丁目、鵜沼 丁目、鵜沼宝積寺町一丁目、鵜沼宝積寺町二丁目、鵜沼宝積寺町三丁目、 町三丁目、鵜沼西町四丁目、鵜沼東町一丁目、鵜沼東町二丁目、鵜沼東町三丁目、 原町五丁目、 町三丁目、牧野、御門町一丁目、御門町二丁目、三和町川浦、三和町廿屋、森山町 目、本郷町二丁目、本郷町三丁目、本郷町四丁目、本郷町五丁目、本郷町六丁目、 町二丁目、蜂屋町矢田、深田町一丁目、深田町二丁目、深田町三丁目、本郷町一丁 四丁目、西町五丁目、西町六丁目、西町七丁目、西町八丁目、野笹町一丁目、野笹 丁目、中富町二丁目、中富町三丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町 台五丁目、中部台六丁目、中部台七丁目、中部台八丁目、中部台九丁目、中富町一 田島町四丁目、中部台一丁目、中部台二丁目、中部台三丁目、中部台四丁目、中部 目、新池町二丁目、新池町三丁目、田島町一丁目、田島町二丁目、田島町三丁目、 西脇、下米田町信友、下米田町則光、下米田町東栃井、下米田町山本、新池町一丁 水町一丁目、清水町二丁目、下米田町今、下米田町小山、下米田町為岡、下米田町 町一丁目、川合町二丁目、川合町三丁目、川合町四丁目、草笛町一丁目、草笛町二 栄町一丁貝、 崎町六丁目、鵜沼山崎町七丁目、鵜沼山崎町八丁目、 **鵜沼東町四丁目、鵜沼東町五丁目、鵜沼東町六丁目、鵜沼東町七丁目、鵜沼東町八 六丁目、鵜沼台七丁目、鵜沼台八丁目、鵜沼西町一丁目、鵜沼西町二丁目、鵜沼西** 本郷町七丁目、本郷町八丁目、本郷町九丁目、前平町一丁目、 丁目、草笛町三丁目、草笛町四丁目、古井町下古井、島町一丁目、島町二丁目、清 二丁目、加茂川町一丁目、加茂川町二丁目、加茂川町三丁目、加茂野町稲辺、 一丁目、森山町二丁目、森山町三丁目、森山町四丁目、森山町五丁目、森山町六丁 丁貝 山手町一丁目、山手町二丁目、山手町三丁目及び山之上町、 新鵜沼台二丁目、 太田本町三丁目、太田本町四丁目、太田本町五丁目、大手町一丁目、大手町 桜木町二丁目、 松倉台二丁目及び松森、美濃加茂市太田町、 鵜沼各務原町六丁目、鵜沼大安寺町一丁目、鵜沼大安寺町二丁目、鵜 松栄町二丁目、 桜木町三丁目、 新鵜沼台三丁目、 鵜沼台三丁目、鵜沼台四丁目、鵜沼台五丁目、 松栄町三丁目、 桜木町四丁目、 各務東町三丁目、各務東町四丁目、 新鵜沼台四丁目、 松栄町四丁目、松栄町五丁目、 鵜沼山崎町九丁目、 太田本町一丁目、太田本町二 桜木町五丁目、 新鵜沼台五丁目、 前平町二丁目、前平 各務原市鵜沼各務 新鵜沼台一丁 桜木町一 鵜沼宝積 松倉台 川合

> 加茂郡川辺町石神、 月 茂郡坂祝町大針、加茂山一丁目、加茂山二丁目、黒岩、酒倉、 緑苑東四丁目、緑苑南一丁目、緑苑南二丁目、緑苑南三丁目及び緑苑南四丁目、加 丁目、緑苑西三丁目、緑苑西四丁目、緑苑東一丁目、緑苑東二丁目、緑苑東三丁目; 北三丁目、緑苑中一丁目、緑苑中二丁目、緑苑中三丁目、緑苑西一丁目、緑苑西二 丁目、松が丘六丁目、松が丘七丁目、八木山、緑苑北一丁目、緑苑北二丁目、緑苑 丁目、つつじが丘八丁目、松が丘二丁目、松が丘三丁目、松が丘四丁目、松が丘五 三丁目、つつじが丘四丁目、つつじが丘五丁目、つつじが丘六丁目、つつじが丘七 須衛町五丁目、 台六丁貝、 比久見及び福島、加茂郡七宗町神渕並びに加茂郡八百津町上飯田及び上牧野 酒倉深田二丁目、 新鵜沼台七丁目、 須衛町八丁目、つつじが丘一丁目、つつじが丘二丁目、 鹿塩、 上川辺、下飯田、 酒倉深田三丁目、 新鵜沼台八丁目、 取組及び深萱、 下川辺、下吉田、 須衛、 須衛町七丁目、 加茂郡富加町大平賀、 中川辺、 酒倉深田、 須衛町三丁目、 中野 つつじが丘 酒倉深田